○文部科学省令第十三号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第五十条の規定に基づき、国立研究開発法人科学技術振興機構に関する省令及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の監査報告の作成、監事の調査の対象となる書類、会計の原則、短期借入金の認可の申請手続、埋設処分業務に係る財務及び会計、内部組織並びに管理又は監督の地位等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月二十六日

文部科学大臣　松本　洋平

国立研究開発法人科学技術振興機構に関する省令及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の監査報告の作成、監事の調査の対象となる書類、会計の原則、短期借入金の認可の申請手続、埋設処分業務に係る財務及び会計、内部組織並びに管理又は監督の地位等に関する省令の一部を改正する省令

（国立研究開発法人科学技術振興機構に関する省令の一部改正）

**第一条**　国立研究開発法人科学技術振興機構に関する省令（平成十五年文部科学省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （開発委託金又は開発委託金回収債権に係る会計処理の特例）<br>**第十二条**　［略］<br>２　［略］<br>３　運営費交付金を財源として取得した開発委託金又は開発委託金回収債権については、当該開発委託金を取得した時点においては、その取得に要した金額に相当する額を繰延運営費交付金（資産）として計上するものとし、当該開発委託金又は開発委託金回収債権の償却に要する費用が発生した時点においては、当該費用に相当する額を繰延運営費交付金（資産）戻入として収益に振り替え、当該開発委託金の返還又は当該開発委託金回収債権の償還を受けた時点においては、繰延運営費交付金（資産）を運営費交付金債務に振り替えるものとする。<br>備考　表中の［　］の記載は注記である。 | （開発委託金又は開発委託金回収債権に係る会計処理の特例）<br>**第十二条**　［同上］<br>２　［同上］<br>３　運営費交付金を財源として取得した開発委託金又は開発委託金回収債権については、当該開発委託金を取得した時点においては、その取得に要した金額に相当する額を資産見返運営費交付金として計上するものとし、当該開発委託金又は開発委託金回収債権の償却に要する費用が発生した時点においては、当該費用に相当する額を資産見返運営費交付金戻入として収益に振り替え、当該開発委託金の返還又は当該開発委託金回収債権の償還を受けた時点においては、資産見返運営費交付金を運営費交付金債務に振り替えるものとする。 |

（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の監査報告の作成、監事の調査の対象となる書類、会計の原則、短期借入金の認可の申請手続、埋設処分業務に係る財務及び会計、内部組織並びに管理又は監督の地位等に関する省令の一部改正）

**第二条**　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の監査報告の作成、監事の調査の対象となる書類、会計の原則、短期借入金の認可の申請手続、埋設処分業務に係る財務及び会計、内部組織並びに管理又は監督の地位等に関する省令（平成十七年文部科学省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （埋設処分業務等に係る勘定に繰り入れる額の算定方法）<br>**第五条**　機構法第二十条第二項の規定により、同条第一項第一号及び第三号に掲げる業務（以下この項及び第七条において「電源利用対策等業務」という。）に係るそれぞれの勘定から、毎事業年度、同項第二号に規定する埋設処分業務等（以下この項、第七条及び附則第二項において「埋設処分業務等」という。）に係る勘定に繰り入れる額（以下この条において「繰入金額」という。）は、それぞれ、機構法第十八条第一項に規定する基本方針において定められた埋設処分の方法ごとに次の式により算定した額の合計額に、電源利用対策等業務に伴い発生した放射性廃棄物（電源利用対策等業務に係る機構法第十七条第一項第五号イに規定する承継放射性廃棄物を含む。以下この項において同じ。）に係る当該事業年度における埋設処分業務等に要する人件費を加えた額とする。<br>（C－R）÷Q×q<br>（この式において、C、R、Q及びqは、それぞれ次の値を表すものとする。<br>C　機構法第十九条第一項に規定する計画において定められた同条第二項第一号の量の見込みのうち、電源利用対策等業務に伴い発生した放射性廃棄物に係るもの（以下この項において「計画記載見込量」という。）の当該事業年度以降の埋設処分業務等に要する経費（人件費を除く。）の見込額を合理的な方法により現在価値に割り引いた額<br>R　埋設処分業務等に係る勘定における当該事業年度の機構法第二十一条の規定による積立金の期首残高のうち、電源利用対策等業務に伴い発生した放射性廃棄物に係る埋設処分業務等に要する経費の財源に充てるべき額 | （埋設処分業務等に係る勘定に繰り入れる額の算定方法）<br>**第五条**　機構法第二十条第二項の規定により、同条第一項第一号及び第三号に掲げる業務（以下この項及び第五条において「電源利用対策等業務」という。）に係るそれぞれの勘定から、毎事業年度、同項第二号に規定する埋設処分業務等（以下この項、第五条及び附則第二項において「埋設処分業務等」という。）に係る勘定に繰り入れる額（以下この条において「繰入金額」という。）は、それぞれ、機構法第十八条第一項に規定する基本方針において定められた埋設処分の方法ごとに次の式により算定した額の合計額に、電源利用対策等業務に伴い発生した放射性廃棄物（電源利用対策等業務に係る機構法第十七条第一項第五号イに規定する承継放射性廃棄物を含む。以下この項において同じ。）に係る当該事業年度における埋設処分業務等に要する人件費を加えた額とする。<br>（C－R）÷Q×q<br>（この式において、C、R、Q及びqは、それぞれ次の値を表すものとする。<br>C　機構法第十九条第一項に規定する計画において定められた同条第二項第一号の量の見込みのうち、電源利用対策等業務に伴い発生した放射性廃棄物に係るもの（以下この項において「計画記載見込量」という。）の当該事業年度以降の埋設処分業務等に要する経費（人件費を除く。）の見込額を合理的な方法により現在価値に割り引いた額<br>R　埋設処分業務等に係る勘定における当該事業年度の機構法第二十一条の規定による積立金の期首残高のうち、電源利用対策等業務に伴い発生した放射性廃棄物に係る埋設処分業務等に要する経費の財源に充てるべき額 |